

情審第 22 号

令和 6 年（2024 年）12 月 25 日

審査庁 小田原市長 様

小田原市情報公開審査会

会 長 林 良英

公文書公開決定処分に対する審査請求について（答申）

令和 6 年（2024 年）6 月 25 日付け事業第 240 号で諮問（諮問第 41 号）のあった公文書公開決定処分に対する審査請求事案について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

審査請求人の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）に対し、小田原市長（以下「実施機関」という。）が行った公文書公開決定処分（以下「本件処分」という。）については、本件処分で公開した公文書に加え、本件請求の対象となる公文書を特定した上で、改めて公開をする旨又はしない旨の決定を行うことが適当である。

第2 本件請求の内容

審査請求人は、令和5年9月11日付けで、小田原市情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第1項の規定に基づき、「F I ジャパンカップに関係する全ての支出に関する書類。現存する年度分全て。小田原市が直接支出したものだけでなく、関係団体等を経由して F I ジャパンカップに関係する支出となったものも全て。」（以下「本件文書」という。）について、本件請求を実施機関に対し行った。

第3 審査請求の経緯

- 1 実施機関は、本件請求に対し、「小田原競輪場で開催した F I ジャパンカップの支出に関する書類」を対象文書として特定し、令和5年9月26日付けで本件処分を行った。
- 2 審査請求人は、本件処分により公開された公文書だけでは、本件請求の対象文書としては不足しており、本件処分に不服があるとして、令和5年10月12日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、審査庁（小田原市長）に対し、審査請求書を提出した。

第4 諮問の経緯

- 1 審査庁は実施機関に対し、弁明書の提出を依頼し、実施機関は審査庁に対し、弁明書を提出した。
- 2 審査庁は審査請求人に対し、弁明書を送付するとともに反論書の提出を依頼し、審査請求人は審査庁に対し、令和6年1月19日付けで反論書を提出した。
- 3 審査庁は審査請求人に対し、照会文「公文書公開請求に係る文書の特定について」を送付し、不足していると思われる文書として、「小田原競輪場で F I ジャパンカップの開催がない年（平成30年度、令和2年度、令和4年度）の神奈川県主催者連絡

協議会への分担金の支出に関する書類」、「小田原競輪場での F I ジャパンカップの場外車券発売の支出に関する書類（委託料、従業員経費等）」及び「F I ジャパンカップ加盟施行者協議会の会員であることにより必要となった支出に関する書類（あっせん活動に係る旅費等）」（以下「追加特定公文書」という。）を示し、確認を求めた。

- 4 審査請求人は審査庁に対し、小田原市のホームページで提供している「お問い合わせ」フォームで、市に対し令和 6 年 4 月 22 日付けで、審査庁において不足していると思われる文書のすべてについて公開を求める旨の連絡をした。
- 5 審査庁は審査請求人に対し、照会文令和 5 年 9 月 11 日付け「公文書公開決定に関する審査請求の主旨確認について」を送付し、追加特定公文書の公開を求めることを本審査請求の趣旨とするかの確認を求めた。
- 6 審査請求人は審査庁に対し、令和 6 年 5 月 28 日付けで、「審査請求の趣旨は、「公開か非公開かという以前の条例違反と言える状況を改め、可及的速やかに必要な対応をされることを強く要望する。」ということであり、さらに具体的に述べるのであれば、次のとおりとなる。」とし、5 つの要望を示し、要望の 5 つ目に「不足していた文書の公開を求める」旨の回答をした。
- 7 審査庁は、審査請求の趣旨が追加特定公文書の公開を求めているものではないとし、当審査会に対し、令和 6 年 6 月 25 日付けで諮問書を提出した。

第 5 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分により公開された公文書だけでは、本件請求に係るすべての公文書が特定されているとはいえず、本件請求の対象となる公文書が不足しているため、不足する公文書の公開を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求書及び反論書によると、審査請求人の主張の要旨は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件処分により公開された公文書は、平成 31 年度、令和 3 年度、令和 5 年度の小田原競輪場で開催された「F I ジャパンカップに係る書類」に限定されており、例えば、複数の団体を經由して納付された「F I ジャパンカップ加盟施行者協

議会の分担金」などの書類が含まれていない。

- (2) 「F I ジャパンカップに関する支出に関する書類」としてどのような書類があるのか請求者には特定できないため、請求範囲を「全ての支出に関する書類」としたものである。また、「F I ジャパンカップ加盟施行者協議会の分担金」のように、他の団体を経由して支出した例もあったことから、「小田原市が直接支出したものだけでなく、関係団体を経由して F I ジャパンカップに関する支出となったもの全て対象とする」と付記したものである。
- (3) 実施機関は、条例第 7 条第 2 項に定める「補正」を公開請求者に求めることもせず、小田原競輪場で開催されたジャパンカップの支出書類だけを公開したものである。
- (4) 審査請求人は、実施機関に対して、不足している公文書の具体例を示して問い合わせをしたが、実施機関からの回答はない。
- (5) 実施機関の上記の対応は、条例第 4 条に規定する「公正かつ誠実にその事務を遂行しなければならない」という実施機関の責務に逆行する行為であり、市民の知る権利を著しく損なう行いである。

第 6 実施機関の主張の要旨

弁明書によると、実施機関の主張の要旨は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件処分で公開した文書は、審査請求人が求める公文書をすべて特定して公開したものである。
- 2 公開した文書のほかに公文書の公開を求める場合には、公開する文書を具体的に示して公文書公開請求をしていただきたい。

第 7 審査会の判断

当審査会では、審査請求人の審査請求書、実施機関の弁明書、弁明書に対する審査請求人の反論書、審査庁の審査請求人への照会、審査庁からの照会に対する審査請求人の回答及び当審査会への審査請求人の意見書に基づき、本件処分の妥当性について調査し、審議した結果、以下のように判断する。

- 1 本件文書の特定の妥当性について

実施機関が行った本件処分は公開決定であるが、審査請求人は、公開された公文

書が不足していると主張していることから、本件文書の特定の妥当性について、検討していく。

審査請求人は、本件請求に際し提出した公文書公開請求書に、「F I ジャパンカップに関係する全ての支出に関する書類」と記載し、また、過去に請求した「F I ジャパンカップ加盟施行者協議会の分担金」のように他の団体を経由して支出した例(以下「分担金支出例」という。)もあったことから、「小田原市が直接支出したものだけでなく、関係団体を経由して F I ジャパンカップに関係する支出となったもの全て対象とする」と付記したと主張している。

この分担金支出例は、実施機関が、F I ジャパンカップ加盟施行者協議会(以下「J C 協議会」という。)の分担金の支出に関する公文書公開請求に対して、J C 協議会分担金の仕組み自体を考慮し、神奈川県競輪主催者連絡協議会の分担金の支出に係る文書を請求対象文書として特定した事例(令和2年6月20日付け小田原市情報公開審査会答申・諮問第35号。以下「文書特定事例」という。)を示しているものである。

この文書特定事例を踏まえると、実施機関が、本件請求に対し、「小田原競輪場で開催した F I ジャパンカップの支出に関する書類」のみを対象文書としたことは、対象文書が不足していると認められ、本件文書の特定は妥当ではなかったと言える。

審査庁は結果的には本審査会に諮問したが、諮問前に本審査請求に対する裁決の準備を進める中で、不足していると思われる文書として、①「小田原競輪場で F I ジャパンカップの開催がない年(平成30年度、令和2年度、令和4年度)の神奈川県主催者連絡協議会への分担金の支出に関する書類」、②「小田原競輪場での F I ジャパンカップの場外車券発売の支出に関する書類(委託料、従業員経費等)」及び③「F I ジャパンカップ加盟施行者協議会の会員であることにより必要となった支出に関する書類(あっせん活動に係る旅費等)」の3件の文書(以下「本件追加特定文書」という。)を審査請求人に示している。

このことを踏まえ、本件処分で公開した公文書に加え、本件追加特定文書を含め本件請求の対象となる公文書を特定した上で、改めて公開をする旨又はしない旨の決定を行うことが適当である。

なお、本件請求の対象となる公文書を特定する際には、審査請求人とよく協議した上で、対象文書を特定することを当審査会は求めるものである。

以上の理由から、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

第8 審議等の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のように審議等を行った。

年月日	経過内容
令和6年6月25日	審査庁からの諮問書を受付
令和6年7月11日	第91回情報公開審査会 事案の審議
令和6年8月21日	第92回情報公開審査会 事案の審議
令和6年10月10日	第93回情報公開審査会 答申案の検討
令和6年11月22日	第94回情報公開審査会 答申案の検討